

○証明用電気計器（子メーター）

証明用電気計器（以下子メーター）とは、テナントビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各賃借人の使用量に応じて配分するためのメーターのことです。身近なところでは、テナントビルや公共施設等にある自動販売機の上に設置されています。

計量法では有効期限内（子メーターは10年）のものでなければ、取引や証明に使用してはならないと定められています。よって、オーナーは有効期限経過後の子メーターを根拠に賃借人に電気料金を請求することはできません。

仙台市では、市内のスーパーや公共施設（区役所、市民センター、体育館等）に抜き打ちで立入検査を実施し、子メーターの有効期限の確認及び証印の有無をチェックしています。不備があった事業者には指導のうえ、子メーター交換後に書面で報告することを求めています。

立入検査の実施状況

	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数	検査日数
令和3年度	35	4	137	20	10
令和4年度	29	7	145	34	12
令和5年度	28	7	109	12	12

